

当別町町民活動支援システムポータルサイト会員利用規約

(目的)

第1条 本規約は、当別町町民活動支援システムポータルサイト利用要領第6条の規定に基づき、会員の利用及び加入条件その他必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 本システムの「会員」とは、町が別に定める要件を満たす団体等であり、本規約に同意し、町に「当別町町民活動支援システムポータルサイト団体等登録申請書」を提出し承認を受け、ID及びパスワードを付与された団体等とする。

- 2 虚偽の申込み等の理由により会員として承認することを不相当と町が判断した場合、承認を行わない場合がある。また、承認後であっても承認の取り消しを行う場合がある。
- 3 会員登録は、1団体1回、1人1回のみできるものとし、複数件の登録があった場合、町の判断により登録情報の削除が行えるものとする。

(会員ID及びパスワードの管理)

第3条 本システムに登録したID及びパスワード管理は、会員が責任を負うものとする。

- 2 本システムのID及びパスワードの譲渡、名義変更、売買等の行為は一切できないこととする。
- 3 町は、本システムのID及びパスワードの使用上の過失及び第三者の利用に伴う損害について一切の責任を負わないものとする。

(利用環境)

第4条 本システムは、その利用者の環境や利用する機器によっては利用できない場合があり、特に携帯電話については、機種により対応できない場合がある。

(利用料金)

第5条 本システムの利用するための費用は無料であるが、情報の送受信に係る通信料等は会員及び利用者の負担とする。

- 2 会員登録及び登録に必要な機器類は、会員及び利用者が自らの費用と責任において用意するものとする。

(登録情報)

第6条 登録情報は、町が所有するものとし、個人が特定できる情報については、町の紹介業務に必要な場合で会員の承諾が得られた場合を除き、一切外部への提供は行わないこととする。

- 2 登録の際に会員の申告する登録情報の全ての項目に関して、いかなる虚偽の申告も認めないものとする。
- 3 住所、電話番号、メールアドレスその他サービスの登録情報に変更が生じた場合、会員は速やかに「当別町町民活動支援システムポータルサイト団体等登録変更申請書」を町に提出し、変更の手続きをするものとする。
- 4 登録情報は、本システムの管理及び運営のほか、緊急時に連絡を行う必要がある場合

においてのみ使用する。

(当別町情報セキュリティポリシーの順守及び禁止する事項)

第7条 会員は、当別町情報セキュリティポリシーを順守するものとする。

2 会員及び利用者は、次の各号に該当し、又はその恐れのある行為は禁止とする。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令に反する行為
- (3) 他の会員又は第三者の著作権を侵害する行為
- (4) 他の会員又は第三者を誹謗、中傷する行為
- (5) 他の会員又は第三者に不利益を与える行為
- (6) 選挙運動、政治活動、宗教活動、若しくはこれに類似される行為
- (7) 本システムの管理及び運営を妨害する行為
- (8) その他、町が不相当と判断する行為

(著作権等)

第8条 会員及び利用者は、事前に町又は著作権者の特段の許諾がある場合を除き、原則として、本システムを通じて提供される著作物を著作権法（昭和45年法律第48号）で定める私的使用の範囲内でのみ利用するものとする。

(登録の抹消等)

第9条 町は、会員及び利用者が次の各号に該当する場合、会員の承諾の有無にかかわらず、登録を抹消することができるものとする。

- (1) 会員ID又はパスワードを不正使用した場合
- (2) 不正な登録又は行為があった場合
- (3) 会員が複数の登録承認を受けている場合
- (4) その他、本規約のいずれかに違反した場合

2 会員ID及びパスワードの交付後、6ヶ月間適正な運用がおらず、今後の運用が見込めないと町が判断した時は、第3条第2項の規定に基づき、承認の取り消しを行うものとする。ただし、正当な事由がある場合には、この限りではない。

3 会員は登録を抹消された場合、当該会員が本システムで保有するすべての権利を失うものとする。

(退会)

第10条 退会する場合、「当別町町民活動支援システム団体等登録廃止申請書」を町に提出するものとし、町の登録廃止処理終了後、退会となる。

(サービスの中断、停止)

第11条 町は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員及び利用者の承諾を受けることなくサービスの一部若しくは全部を中断又は停止することができるものとする。

- (1) 本システムの定期保守、更新又は緊急に停止する必要がある場合
- (2) 火災、停電、天災等の不可抗力によりサービスの提供が困難な場合
- (3) インターネットを通じた不正な侵入によりサービスの提供が困難な場合
- (4) その他、不測の事態により町がサービスの提供が困難と判断した場合

2 前項各号に掲げた事態に伴い、会員及び利用者に不利益及び損害が発生した場合、町はその責任を負わないものとする。

(サービス内容の変更等)

第12条 町は、会員及び利用者の承認を受けることなく、サービスの内容を変更、追加又は中止することができるものとする。

2 前項の事態に伴い、会員及び利用者に不利益及び損害が発生した場合、町はその責任を負わないものとする。

(本システムの停止)

第13条 町は、一定の予告期間をもって本サイトの停止を行うことができるものとする。

(免責)

第14条 町は、理由の如何を問わず、本システムの提供が遅延し、中断又は停止したことに起因して会員及び利用者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。

2 町は、会員及び利用者が本システムの利用を通じて得た情報等の正確性、特定の目的への適合性等について一切の保証責任を負わないものとする。

3 町は、本システムの情報等に起因して生じた損害に対して一切の責任を負わないものとする。

4 会員は、本システムを通じて提供される情報に関し、会員、他の会員、利用者又は第三者と紛争が生じた場合は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、町に損害を与えないものとする。

(所轄裁判所)

第15条 本システムの利用に関して、町と会員及び利用者との間に訴訟の必要性が生じた場合は、札幌地方裁判所を第一審の専属所轄裁判所とする。

(規約内容の変更)

第16条 町は、合法的かつ一般的良識から逸脱しない範囲で、本規約の内容の一部を変更することができるものとし、この規約変更後に本システムを利用した場合は変更後の利用規約に同意したものとみなす。

附 則

1 この規約は、平成31年4月1日から施行する

2 この規約の施行前に当別町町民活動支援システム運営協議会の規定によって登録されている団体等は、第2条の利用登録が行われたものとしてこの規約の規定を適用する。